



裁 決 書

審査請求人

石川県鳳珠郡能登町中斉ワ部2
中 登 史 紀

平成26年11月7日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

第1 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく別紙に掲げる文書1から文書12の開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年9月18日付け国北整総情第332号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書開示決定に係る処分のうちの開示実施手数料の額が「開示実施方法：CD-Rに複写したものの交付」に示されているが、次のとおり不当である。

- (1) 「開示の実施の方法等」の「開示実施手数料の額」が、CD-R1枚を受け取ったが、12枚分の請求（1枚につき100円、12枚で1200円）を受けた。
- (2) （手取川）「平成13年度手取川水系河川整備基本方針検討業務」報告書の電磁的記録が6ファイル分の請求（1ファイルにつき210円、6ファイルで1260円）を受けたが、内容は1ファイル相当のものである。
6つのファイルサイズは、0.094MB～1.75MBであり、合計2.933MBである。開示担当部署から教示された「電子納品運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）によれば、「報告書製

本時の1冊分を1つのPDF形式ファイルとします」あるいは「10MB以下」とあるが、手取川の例のように、章別に細分化して電子ファイル化するような記載はない。担当者レベルで独自の判断をしてガイドラインの適用外にしたようだが、開示請求する者にとっては高い手数料負担のため、開示請求の障害になっている。電子機器の能力が向上している現在、例えば1ファイル「10MB以上」にするなどの改善が望まれる。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 審査請求人は、処分庁に対して、平成26年7月23日付けで、法第3条の規定に基づき、本件開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、平成26年9月18日付け国北整総情第332号により、法第9条第1項に基づく開示決定(原処分)を行った。
- (3) 審査請求人は、原処分の取消しを求めて、平成26年11月7日付けで、国土交通大臣(以下「審査庁」という。)に対して審査請求を提起した。

2 判断

- (1) 審査請求の対象となる「処分」について

行政不服審査法第4条第1項において、「行政庁の処分(この法律に基づく処分を除く。)に不服がある者は、次条及び第6条に定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。」と規定され、また、法第2条第1項において、「この法律にいう『処分』には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的に性質を有するもの(以下「事実行為」という。)が含まれるものとする。」と規定されており、行政不服審査法に基づく不服申立ては、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」が対象とされている。

そして、判例では、「行政不服審査法が行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に対して不服申立てを認めているのは、この種行為が国民の権利義務に直接関係し、その違法又は不当な行為によって国民の法律上の利益に影響を与えることがあるという理由に基づくものである。従つて、行政庁の行為であつても、性質上右のような法的効果を有しない行為は、行政不服審査の対象となり得ないと解すべきである。」(最高裁昭和43年4月18日第一小法廷判決民集第22巻第4号936頁)と判示されている。

- (2) 本件審査請求について

本件審査請求において審査請求人は、上記「第1 審査請求人の主張の要旨 2 審査請求の理由」のとおり、原処分の内容を通知した「行政文書開示決定通知書」に記載された開示実施手数料の額について不服がある旨を主張している。

しかしながら、開示実施手数料の額は、情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者に対して行政文書の開示の実施のために必要な手数料の納付を求めるものであり、行政不服審査法における「処分」に当たる情報公開法第9条第1項に基づく開示決定を受け、行政文書の開示を実施するに当たり、その反対給付として行政文書の開示の実施に要する費用を回収するために徴収するものである。

したがって、開示実施手数料の額の算出やその額を通知する行為は、情報公開法第9条に基づく開示決定又は不開示決定のように国民の権利義務に直接関係するものではなく、また、国民の法律上の利益に影響を与える行為とはいえ、行政不服審査法における「処分」には当たらないことから、本件審査請求は不適法であると言わざるを得ない。

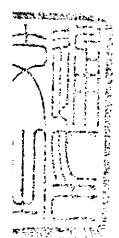
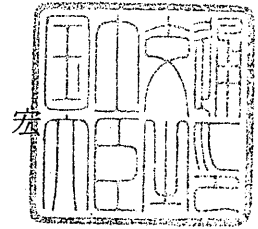
第3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、主文のとおり裁決する。

平成27年2月20日

国土交通大臣

太田 昭



上記は謄本であることを証明する。

平成27年2月20日

国土交通大臣 太田 昭 宏